

地域産業振興特区 (京都市地域活性化総合特区事業促進)資金

国の総合特区支援利子補給金制度を活用して、特区計画の実施に必要な整備等を行う中小企業者を対象とした融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

| | |
|---------------|--|
| 対象となる 総合特区 | 京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～ |
| 融資対象 となる方 | <p>対象となる総合特区に係る国の総合特区支援利子補給金制度（以下「特区利子補給」という。）について、京都市から確認書（総合特区支援利子補給金支援対象事業者確認書）の発行を受けた中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、同一事業を1年以上継続して営む方</p> <p>京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと。</p> |
| 資金使途 | <p>特区計画の実施に必要な設備資金（旅館・ホテル、料亭、観光土産品小売店等の産業観光施設に係る新設、改修・増改築、設備の整備等に係る資金）</p> <p>※付随する運転資金については、内閣府による特区利子補給の審査において認められた金額の範囲内</p> |
| 融資期間等 | 5年以上10年以内<原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可>ただし、対象設備（運転資金との併用除く）の耐用年数を上限として15年以内 |
| 融資利率 | 年1.7%以内 (固定金利。ただし、特区利子補給による金利軽減期間終了に伴う金利変更は除く。) |
| 融資限度額 | 1企業10億円以内 |
| 担保・保証人 | <p>融資に当たっては、必要に応じ、保証協会の信用保証を付すものとする。</p> <p>保証協会の信用保証を付する融資にあつては、保証人は必要に応じて徴求することとし（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）、担保も必要に応じ要することとする。保証協会の信用保証を付さない融資にあつては取扱金融機関の定めるところによる。</p> |
| 受付機関 | 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、三菱UFJ銀行 |
| その他 | 融資の申込みに際しては、特区計画により活用が認められた特区利子補給について京都市が発行する確認書の写しが必要になります。 |

※ 御利用にあたっては、金融機関（及び保証協会）の審査があり、御希望に添えない場合があります。